

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第3回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年10月3日（木） 午後2時から5時まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、長野基、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	市民協働推進条例検討委員会ワーキンググループによる職員アンケート調査の結果報告、条例骨子案検討		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 第2回の会議録 ③ ワーキンググループの報告書一式 ④ 定義について（資料1） ⑤ 骨子案（資料2） ⑥ ワーキンググループ名簿差替分（新任委員のプロフィール）		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) ワーキンググループの報告 (2) 骨子案検討 (3) その他 7 閉会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) ワーキンググループの報告</p> <p>ワーキンググループより、協働に関する職員アンケートについて、概要説明と集計結果及び所感について報告がありました。</p> <p>委員長よりアンケートを条例づくりにどう活かすかは、今後の検討委員会の課題であるとの意見が述べられ、アンケートの集計結果について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働を行う年齢層に若干ずれがあるかも知れないということが、今後の協働事業をする際のコミュニケーションに直接係わってくると思うので、協働に対する共通理解をしっかり確立させていないと、世代間の格差が表に出てきかねないと思う。 ・アンケートは書面ではなく、直接聞き取った方がもっとニーズを把握できたのではないかと思う。 ・アンケート結果のデメリットの克服が協働事業を進める上でポイントになってくるのではないか。またこれについてどう理念をうたっていくかが重要である。 ・職員が意欲的になることが重要で、無理矢理に協力させて動かそうとすると長続きしないのではないか。事業の意図をよく理解して協働しないとうまくいかないのではないか。 ・アンケートの回答の中に、解釈の仕方で、きらりと光る答えがあったかどうかを見つけていくかどうかが大さだと思ふ。ワーキンググループは事前にかう考えたけど、蓋を開けるとかうだつたという予測と現実にギャップがあつたという分析をすると複眼的になると思ふので、そこに踏み込んで、ある一定の解釈ができればもっと深いことがわかるのではないかと思ふ。 ・行政が協働を行うために負担するコストはお金という意味だけでなく、シンボリックな効果を織り込まなくてはならない場合があつて、コストは高いが、インパクトが大きいからということ勘案しなくてはならないことがあると思ふ。市としてどう考えるかという議論と個別のオペレーションを行うセクションとしての議論や認識を持つかが大さであると思ふ。 <p>今回のアンケートは個々の意識をはかつており、ある一定の理由をもつて、年齢も属性も所属部署もマスキングをして調査するという方法だが、個別部署としてどういふジャッジをしていくかということを理解していくこと</p>
-------------------------------------	---

も大切であると思う。

・アンケートは、条例づくりの基礎情報であり、即条例に反映できるものではない。

委員長より、この条例は提案型協働事業の為だけの条例ではないということ認識して欲しいとの意見が述べられ、今回のアンケートを通して、市の現状を把握して、協働を定義付けした上で、そこから第4次総合計画にある施策を押し進めてもらいたいとの意見がありました。

委員長より、次回の会議には、市民活動団体アンケートについて、集計報告ができるようにしてくださいとの指示がありました。

(2)ニーズ・骨子案検討

事務局より、骨子案の説明がありました。

委員長より、それぞれの項目について、条例に盛り込むかどうか委員に意見を求め、以下のような意見が出されました。

・この条例は、市民協働を使って、社会的課題をいかに乗り越えていくかということではないか。

・この条例が誰に向けてあるのか。条例の意図するところがどこなのが重要である。

・従来の公益事業は、非営利で行うものだと考えますが、協働をする際に色々な主体があると思うので、それが最終的に営利事業に繋がってしまう可能性がある想定した場合、そこまでを考えて、ボランティアの延長上にあるような活動を規定する条例を作ることなのか。

・この条例の延長線上に、公共サービスを作り出していくのかということがあるのであれば、それは大事なこととして条例に書き込まなくてはならないと思う。この条例を作ることによって、どういった社会的な成果を生み出していくのかという時の論点として、公共サービスを生み出していくということを含めるのかどうかというのはまだ議論できていないが、社会的な問題を解決すると言った時に、サービスも含まれるし、一過性の活動も含まれるので、そこまで限定する必要があるのかどうかと思う。

・アンケート結果に、コストについて見極めてからでない協働事業は

できないとあったが、あえてコストを負担してまで協働事業をやる必要があるかを各セクションで判断しなければならないので、なんでもかんでも協働をやるということではなく、狭くて、深いというところに発動されていくものではないかと思う。

・市民協働がうまくいくためには、長年にわたって、お互いに悩みやアイデアの蓄積があり、信頼関係が出来て、大切な人間関係を作って行きましょうというのも大変重要な論点となると思います。それを条例に書き込むのか、精神として持つておくものかは今後考えていくものであると思う。

・今までの検討会議に基づいて、条例文の案を提示してもらい、そこから具体の検討に入ったらどうか。

各委員の意見を受けて、委員長より、条例分の案の作成に当たり、骨子案について、どう条例に反映させていくか、さらに検討し、意見があれば事務局に提示してほしいとの依頼がありました。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。